相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市天神町六四番地、最後の住所福島県福島市南矢野目字高田東五番地の八　高田ハイム七号　被相続人　亡　佐藤　徹也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

福島県福島市北五老内町二番三八号　相続財産管理人　弁護士　菅野　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市高野五五八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宇都木美津江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号　相続財産管理人　唐津　悠輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市利賀村阿別当四七六番地、最後の住所石川県金沢市額新保一丁目一番地一県営住宅二棟二六号　被相続人　亡　坂本　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

石川県金沢市大手町一五番一一号大手町ハイム四〇三号中島史雄法律事務所　相続財産管理人　弁護士　早川　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区麻布十番一丁目三六番地、最後の住所福井県福井市木田町三五番地　被相続人　亡　大西　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

福井県福井市花月四丁目二番二七号　相続財産管理人　永田　廣次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市大針町四六四番地四、最後の住所岐阜県多治見市大針町四六四番地の四　被相続人　亡　内田　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

岐阜県多治見市金山町五―一金山ビル三階　相続財産管理人　弁護士　水野　将也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市四会町高田八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　孝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四号リバーパーク丸の内四階　相続財産管理人　弁護士　飯田　匡崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区河原町通広小路上る九軒町四四二番地の四、最後の住所京都市北区大北山原谷乾町一〇二番地一特別養護老人ホーム和順の里　被相続人　亡　門田はるゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

京都市伏見区深草大亀谷内膳町一九番地　相続財産管理人　司法書士　福井　政邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市渚南町一八番、最後の住所大阪府枚方市渚南町一八番二九号　被相続人　亡　西森　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二　相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市豊南町西一丁目二二番地、最後の住所大阪府豊中市豊南町西一丁目一九番六号　被相続人　亡　阪口　一明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所兵庫県姫路市総社本町一三三番地　被相続人　亡（自称）井上　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

兵庫県姫路市北条永良町一一三番地　相続財産管理人　山本美比古

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区大開通五丁目六番地二、最後の住所兵庫県神戸市垂水区狩口台四丁目二七番三〇四号　被相続人　亡　森井　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

兵庫県神戸市中央区多聞通四丁目一番三号ナカヤマビル二階　相続財産管理人　弁護士　浅葉　律子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市君田町四四番地、最後の住所広島県三次市君田町東入君三五七番地一　被相続人　亡　光倉　國男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

広島県三次市十日市南七丁目三番三〇号　相続財産管理人　司法書士　香川　恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡川島町松原町四四三番地、最後の住所福岡県久留米市青峰三丁目一二番一号　被相続人　亡　水野キヌ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

福岡県久留米市城南町二二番地一〇法務会館ビル四階D　相続財産管理人　藤島　多賢

第２期決算公告

平成26年4月14日　千葉県香取郡神崎町武田20番地８

ＩＴＭ－ＵＮＩＦＲＡＸ株式会社

代表取締役社長　遠藤　茂男

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	157,603	流動負債	148,570
固定資産	1,055,476	固定負債	1,200,000
有形固定資産	1,054,538	負債合計	1,348,570
投資その他の資産	938	株主資本金	△135,489
		資本金	50,000
		利益剰余金	△185,489
		その他利益剰余金	△185,489
		（うち当期純損失）	（129,701）
		純資産合計	△135,489
資産合計	1,213,080	負債・純資産合計	1,213,080